

文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第八十五号

文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則の一部を改正する規則

文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則（平成十四年十月文京区規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号（裏中「1円相当に」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則別記様式第三号による国保受給者証（精神通院）で現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、この規則による改正後の文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則別記様式第三号の規定による国保受給者証（精神通院）とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区結核・精神医療給付金交付に関する規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。